

吉井川・旭川水系大規模氾濫時の減災対策協議会

吉井川・旭川水系大規模氾濫時の減災対策協議会 規約（改訂案）

（名称）

第1条 本会は、**水防法（昭和24年6月4日法律第193号）第15条の9に基づき組織することとし、「吉井川・旭川水系大規模氾濫時の減災対策協議会」（以下「協議会」という。）と称する。**

※この協議会で対象とする吉井川・旭川水系とは一級水系吉井川のうち、吉井川、金剛川を、一級水系旭川のうち、旭川、百間川を示す（直轄区間に限る）。

（目的）

第2条 吉井川・旭川水系における堤防の決壊や越水等に伴う大規模な浸水被害に備え、隣接する市や県、国等が連携・協力して、減災のための目標を共有し、ハード対策とソフト対策を一体的かつ計画的に推進し、社会全体で洪水に備える「水防災意識社会」を再構築することを目的とする。

（協議会の実施事項）

第3条 協議会は、次の各号に掲げる事項を実施する。

- 一 洪水の浸水想定等の水害リスク情報と、現状の減災に係る取組状況等の共有
- 二 円滑かつ迅速な避難、的確な水防活動及び円滑かつ迅速な氾濫水の排除を実現するために各機関がそれぞれ又は連携して取り組む事項をまとめた「地域の取組方針」の作成・共有
- 三 「地域の取組方針」に基づく対策の実施状況のフォローアップ
- 四 その他、大規模氾濫に関する減災対策に関して必要な事項

（協議会）

第4条 協議会は、別表1に掲げる委員をもって構成する。

- 2 協議会は、第1項によるもののほか、必要に応じて委員以外の者の出席を要請し、意見を聴くことができる。

（幹事会）

第5条 協議会の円滑な運営を行うため、協議会の下に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、別表2に掲げる構成員をもって構成する。
- 3 幹事会は、第2項によるもののほか、必要に応じて構成員以外の者の出席を要請し、意見を聴くことができる。

（会議の公開）

第6条 協議会は、原則として報道機関を通じて公開とする。ただし、審議内容によっては、協議会に諮り、非公開とすることができる。

- 2 幹事会は、原則非公開とし、幹事会の結果を協議会へ報告することにより、公開と見なす。

(協議会資料等の公表)

第7条 協議会に提出された資料等については、速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。

2 協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した委員の確認を得た後、公表するものとする。

(事務局)

第8条 協議会の庶務を行うため、事務局を置く。

2 事務局は、中国地方整備局岡山河川事務所が務める。

(雑則)

第9条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項については、協議会で定めるものとする。

(附則) 本規約は、平成28年8月4日から施行する。

改正 平成30年 月 日 (第1条改正)

吉井川・旭川水系大規模氾濫時の減災対策協議会

(委員)

岡山市長

備前市長

瀬戸内市長

赤磐市長

和気町長

岡山県 危機管理監

岡山県 土木部長

気象庁 岡山地方気象台長

国土交通省 中国地方整備局 岡山国道事務所長

国土交通省 中国地方整備局 岡山河川事務所長

国土交通省 中国地方整備局 苫田ダム管理所長

吉井川・旭川水系大規模氾濫時の減災対策幹事会

(構成員)	岡山市	危機管理室長		
	岡山市	下水道河川局	下水道河川計画課	河川防災担当課長
	備前市	市長室長		
	備前市	まちづくり部長		
	瀬戸内市	危機管理部長		
	瀬戸内市	産業建設部長		
	赤磐市	総務部長		
	赤磐市	建設事業部長		
	和気町	総務部	総務課	危機管理室長
	岡山県	危機管理課長		
	岡山県	土木部	河川課長	
	岡山県	土木部	防災砂防課長	
	気象庁	岡山地方气象台	防災管理官	
	国土交通省	中国地方整備局	岡山国道事務所	副所長
	国土交通省	中国地方整備局	岡山河川事務所	副所長
	国土交通省	中国地方整備局	苫田ダム管理所	管理係長